



県章

山形県公報

平成30年6月29日(金)

第2956号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………(水大気環境課) ……641

告 示

○昭和49年10月県告示第1427号(騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等)の一部改正……………(同) ……642

○有害図書類の指定……………(若者活躍・男女共同参画課) ……同

○指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(最上総合支庁地域保健福祉課) ……643

○指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同

○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同

○県営土地改良事業計画の決定……………(庄内総合支庁農村計画課) ……645

○農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(林業振興課) ……646

○道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……647

○県道の供用の開始……………(同) ……同

○同……………(同) ……同

○同……………(同) ……同

○公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……648

○道路の位置の指定……………(置賜総合支庁建築課) ……同

○昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正……………(会計局) ……同

公 告

○特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……649

○同……………(同) ……同

○平成31年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学者の募集……………(教育委員会) ……650

○一般競争入札の公告……………(警察本部) ……651

規 則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第55号

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県生活環境の保全等に関する条例施行規則(昭和45年12月県規則第69号)の一部を次のように改正する。
別表第5第1号中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改

める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第522号

昭和49年10月県告示第1427号（騒音規制法の規定による地域の指定、規制基準の設定等）の一部を次のように改正する。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1項第1号中「及び第二種中高層住居専用地域」を「、第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域」に改める。

山形県告示第523号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

（図 書）

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指定の理由
764	禁断の性に溺れたしろうと美人妻	51558-37	株式会社メディアアックス	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
765	エッチなご奉仕だけどカレのために頑張ります！	53455-31	株式会社コアマガジン	
766	メンズゴールドセレクション8 たまらないHな体験教えます	50456-01	株式会社リード社	
767	実録！体験談 刑務所の中 社会的弱者の駆け込み寺	53455-30	株式会社コアマガジン	
768	ダブル背徳の隣人スペシャル 二人だけの秘密編	52784-66	株式会社日本文芸社	
769	淑女たちの都市伝説～蜜桃のしたたり～	50456-06	株式会社リード社	
770	厄受けの巫	47700-12	サン・メディアレップ株式会社	
771	ナックルズ極ベスト vol. 22	68519-74	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
772	実話ナックルズ 月刊6月号	04877-6	ミリオン出版株式会社	
773	実話時代 6月号	15183-06	三和出版株式会社	
774	臨増ナックルズDX vol. 11	68519-89	ミリオン出版株式会社	

山形県告示第524号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会法人舟和会 理事長 伊藤 宏	指定訪問入浴介護事業所 えんじゅ 最上郡舟形町長者原1712番地1	訪問入浴介護	平成30. 5. 31

山形県告示第525号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
社会法人舟和会 理事長 伊藤 宏	指定訪問入浴介護事業所 えんじゅ 最上郡舟形町長者原1712番地1	介護予防訪問入浴介護	平成30. 5. 31

山形県告示第526号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
株式会社ウィズ 新庄市若葉町5番29号	大樹 新庄市十日町字高檀1302番地の5	就労継続支援（B型）	20名	平成30. 7. 1

山形県告示第527号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
株式会社ウィズ 新庄市若葉町5番29号	大樹 新庄市十日町字高檀1302番地の5	就労移行支援	平成30. 7. 1

山形県告示第528号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 山形農業協同組合
 代表理事組合長 板垣 平治郎
 山形市旅籠町一丁目12-35
- 2 届出の内容

農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類			変更年月日
変更前	変更後	備考	
佐竹 浩文 上山市宮脇658-2202 玄米、小麦、大豆、そば	同 左	国内産農産物に限る。	平成30年6月19日
杉沼 忠志 山形市大字門伝1073 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 広行 上山市金生西二丁目2-19 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
吉田 邦弘 山形市大字鯨洗471 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
佐藤 隆一 山形市蔵王半郷501-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
山口 正昭 山形市蔵王半郷2339-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
高橋 俊一 東村山郡中山町大字土橋82-3 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
大場 一仁 上山市権現堂850-1 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
樋口 彰史 山形市薬師町一丁目4-33 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
古内 拓己 山形市深町二丁目3-12 ハイカムールのぞみA101 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
武田 修 山形市漆山3483-58 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
笹原 宏之 山形市大字村木沢40 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
秋葉 達也 上山市朝日台二丁目4-17 玄米、小麦、大豆、そば	同 左		

土屋 弘之 上山市矢来四丁目16-58-8 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
井上 信一郎 上山市久保手3231 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
結城 直人 山形市双葉町二丁目3-4 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
山川 喜与一 東村山郡中山町大字達磨寺107 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
佐藤 吉之 山形市蔵王半郷96-6 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
東海林 賢一 山形市大字灰塚137 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
熊谷 徹 山形市成沢西四丁目8-63 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
屋島 正人 山形市印役町三丁目11-12 シャル マンロージェ105号 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
秋葉 侑也 寒河江市白岩122-16 玄米、小麦、大豆、そば	同 左
	板坂 和広 西村山郡河北町谷地戊46 玄米、小麦、大豆、そば
	五十嵐 裕平 米沢市直江町4-28 玄米、小麦、大豆、そば

山形県告示第529号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により県営杉沢前田地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営杉沢前田地区土地改良事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）計画書の写し
- 2 縦覧に供する場所
遊佐町役場
- 3 縦覧に供する期間
平成30年6月29日から同年7月30日まで
- 4 その他
(1) この土地改良事業計画について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

- (2) この土地改良事業計画については、(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）、この土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
- (3) ただし、上記の期間が経過する前に、この土地改良事業計画が定められた日（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの土地改良事業計画の取消しの訴えを提起することができない。

山形県告示第530号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西川町大字大井沢字口黒山2993-1から2993-12まで、2993-14から2993-17まで、2993-20から2993-23まで、字口黒1955-2、1955-3、1974-2から1974-4まで、1982、1982-3、1982-4、字二枚田山1956、1956-1、1957、1957-1から1957-7まで、1958-1、1958-4から1958-6まで、1959-1、1959-4、1959-6から1959-9まで、1960、1960-2から1960-4まで、1960-9、1960-10、1961、1961-1、1961-2、1962-1、1962-3、1962-5、1962-7、1962-8、1962-10、1962-13から1962-15まで、1963、1964、1964-1、1965-1、1965-2、1965-5から1965-8まで、1966、1966-1から1966-3まで、1967、1967-1、字塩出平2274、字大元1949-9、1949-11、1950-17、1952-16、2267、2268、2269-1から2269-3まで、2270、2271-1、2271-5、2271-9、2272-2、2272-5、4329、字小元山1969、1969-1から1969-6まで、1970、1970-1、1970-3、1970-4、1971-1、1971-3、1973、1973-1、字水上2250-1、2256、2257-1、2257-2、2258、2259、字南蔵1978-3、2255、2262、2263

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和49年8月5日農林省告示第750号

(2) 変更に係る指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

変更しない。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部林業振興課並びに尾花沢市役所及び西川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年6月29日から同年7月13日まで縦覧に供する。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 泉田新庄線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
新庄市十日町字荒小屋733番1から 同 734番まで	旧	8.2メートル } 8.2	メートル 30
同 上	新	9.0メートル } 8.2	同 上

山形県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年6月29日から同年7月13日まで縦覧に供する。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 新庄戸沢線
- 2 供用開始の区間 新庄市大字升形字カツコ淵1953番5から
同 1589番2まで
- 3 供用開始の期日 平成30年6月29日

山形県告示第533号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年6月29日から同年7月13日まで縦覧に供する。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 泉田新庄線
- 2 供用開始の区間 新庄市十日町字荒小屋733番1から
同 734番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年6月29日

山形県告示第534号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成30年6月29日から同年7月13日まで縦覧に供する。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 神田川口線
- 2 供用開始の区間 最上郡鮭川村大字向居字湯根ヶ平山1119番10から
同 1119番67まで
- 3 供用開始の期日 平成30年6月29日

山形県告示第535号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町沼沢（杉立沢地区）及び同町小玉川（梅花皮沢地区）
- 2 公共測量を実施する期間
平成30年7月2日から同月20日まで
- 3 作業の種類
公共測量（UAVレーザ計測）及び公共測量（2級基準点測量）4点（杉立沢地区）並びに公共測量（UAVレーザ計測）及び公共測量（2級基準点測量）4点（梅花皮沢地区）

山形県告示第536号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建築課及び高島町役場において縦覧に供する。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有置総建第341号
- 2 指定の場所 東置賜郡高島町大字福沢字樋越一674番1
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長76.16メートル
- 4 指定年月日 平成30年6月21日

山形県告示第537号

昭和39年8月県告示第707号（山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件購入契約約款）の一部を次のように改正し、平成30年7月1日から施行する。ただし、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で、同日以後に締結する契約については、なお従前の例による。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「」を「」及び請負代金額内訳書（別記様式第3号。以下「内訳書」という。）を「」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

第8条の2第1項中「の義務を履行」を「を」に改め、同項各号中「の義務」を削り、同条第2項中「の義務を履行」を「を」に改める。

第36条第4項中「中間前払金の」を「中間前払金の」に改める。

第40条第1項中「工事を」を「工事」に、「、第4項及び第5項」を「及び第5項」に、「同条第5項」を「同条第4項中「工事目的物の」とあるのは「指定部分に係る工事目的物の」と、同条第5項」に改める。

第50条の前に見出しとして「（発注者の任意解除権）」を付す。

別記様式第3号中

「備考 1 本書は、発注者が示した入札又は見積の際の閲覧設計書に準じて作成すること。」を

「（工事価格のうち、現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担額 円） に改める。

備考 1 本書は、発注者が示した入札又は見積の際の閲覧設計書に準じて作成すること。」

別記様式第9号中

工 事 成 績	※ 点
摘 要	

を

摘 要	
-----	--

に改める。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成30年6月19日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人モルヒネ友の会
 - (2) 代表者の氏名
井 瀧 幸 子
 - (3) 主たる事務所の所在地
米沢市中央六丁目1番219号
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、痛み治療のためモルヒネを長期間服用しても、依存や異常行動が起らないことを患者自身が示し、モルヒネに対する世間の誤解や偏見等を払拭する活動をする。そして、正しい痛み治療とモルヒネの安全性を普及し、痛みを苦しむすべての人のクオリティ・オブ・ライフの向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
平成30年6月20日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人ここ掘れ和ん話ん探険隊
 - (2) 代表者の氏名

吉田 岳

(3) 主たる事務所の所在地

西置賜郡小国町大字新原124番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、小国町及び近隣市町村住民に対して、自然・文化・人などの地域資源を有効に活用し、新しいまちづくりに関する事業を行い、地域の活性化と新たな産業づくりに寄与することを目的とする。

平成31年度山形県立高等学校の入学者を次のとおり募集する。

平成30年6月29日

山形県教育委員会
教育長 廣 瀬 渉

山形県立高等学校専攻科

学 校 名	設置学科	募集定員
山形県立米沢工業高等学校	生産情報	10

(注) 入学志願に係る詳細については、別記「平成31年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項」に定めるところによる。

別記

平成31年度山形県立米沢工業高等学校専攻科入学志願要項

1 志願資格

次の各号の一に該当する者

- (1) 高等学校若しくはこれに準ずる学校若しくは中等教育学校を卒業又は平成31年3月卒業見込みの者
- (2) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

2 募集区域

県下一円

3 出願期間

平成30年7月30日（月）から同年8月10日（金）正午まで

4 提出書類

(1) 入学願書

学校所定のものに、山形県立学校の授業料等徴収条例（昭和43年3月県条例第18号）に基づき、入学者選抜手数料として2,200円の山形県収入証紙を貼る。ただし、消印はしないものとする。

(2) 履歴書・身上書

学校所定のもの

(3) 写 真

最近3箇月以内に撮影したもの

(4) 調査書

進学用の所定の様式のもの

(5) 健康診断書

学校所定のもので、平成30年4月1日以降に受診したもの

5 選 抜

提出書類によるほか、県立米沢工業高等学校において次の学力検査及び面接を行う。

(1) 学力検査

イ 検査教科

工 業

ロ 検査時間

70分

ハ 検査期日

平成30年8月18日（土）

(2) 面接期日

平成30年8月18日（土）学力検査終了後

※定員に満たない場合は平成31年1月に2次募集と選抜を実施する（小論文と面接による選抜）。

6 合格発表

平成30年8月23日（木）午後3時予定

7 その他

細部については、学校の募集要項によることとし、同校に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、運転免許証作成システムの賃貸借及び保守サービス並びに運転免許証作成材料の供給の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定（以下「協定」という。）、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける。

平成30年6月29日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 入札の場所及び日時

(1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部101会議室（1階）

(2) 日時 平成30年8月21日（火） 午後3時30分

2 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等及び特定役務の名称及び数量

イ 運転免許証作成システムの賃貸借及び保守サービス 一式

ロ 運転免許証作成材料の供給

(イ) 運転免許証作成用カードベース 予定数量 45,500枚（3箇月分）

(ロ) 運転経歴証明書作成用カードベース 予定数量 900枚（3箇月分）

(ハ) インクリボン 予定数量 46,400枚（3箇月分）

(2) 調達をする物品等及び特定役務の仕様等 仕様書による。

(3) 契約期間 (1)のイについては平成31年1月1日から平成37年12月31日まで、ロについては平成30年12月3日から平成31年3月31日までとする。

(4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。

(5) 入札方法 (1)のイについては(3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち3箇月分に相当する金額により、(1)のロについては(イ)から(ハ)までごとの1枚当たりの単価により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、(1)のイについては、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、(1)のイについては見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち3箇月分に相当する金額の108分の100に相当する金額、(1)のロについては見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、(1)のロの入札書に記載する見積金額は、小数点以下2桁までとし、入札書には1箱当たりの員数も記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。

(2) 平成30年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（平成30年2月6日付け県公報第2916号）により公示された資格を有すること。

(3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

(4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

- ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該調達物品等に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
- (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等
天童市大字高揃1300番 山形県警察本部交通部運転免許課運転免許係
電話番号023(655)2150
- (2) 入札説明書の交付場所等 山形県警察本部交通部運転免許課運転免許係で交付するほか、山形県のホームページ（<http://www.pref.yamagata.jp/>）からもダウンロードできる。
- (3) 仕様書の交付場所 仕様書交付申請書を提出した者に対し、山形県警察本部交通部運転免許課運転免許係で交付する。
- 5 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 2の(1)のイにあっては契約金額（契約期間の総額）の100分の10に相当する金額以上の額、2の(1)のロにあっては契約金額に予定数量を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効
- 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定の方法
- 規則第120条第1項の規定により作成された2の(1)のイ及びロの(イ)から(ハ)までごとの予定価格の範囲内であって、かつ、2の(1)のイの契約期間の総額（2の(1)のイの入札価格に28を乗じて得た金額）及びロの(イ)から(ハ)までごとの入札価格にそれぞれの84箇月分の予定数量（平成30年度の予定数量に28を乗じた数）を乗じて得た金額の合計額が最低となる価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿（様式第104号によるもの）に限る。以下「競争入札参加資格者名簿」という。）に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を平成30年7月23日（月）午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月11日（水）午後4時までに山形県警察本部交通部運転免許課運転免許係に提出するとともに、併せて2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る物品等及び特定役務の仕様書（以下「応札物品仕様書」という。）、3の(5)に係る事項を証明する書類（以下「証明書」という。）及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
- (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の物品等及び特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定めを設けるものとし、2の(1)のイの契約書には、再委託の禁止に関する定め、個人情報保護に関する定め、及びこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。

(5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。

(6) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured:

① Lease and Maintenance Service of A System to issue Driver's License 1 unit

② Supply of materials for making Driver's License

・ Prastic Card for Driver's License 45,500 sheets

・ Prastic Card for Driver's Record Certificate 900 sheets

・ Ink ribbon 46,400 sheets

(2) Time-limit for tender: 3:30 P.M. August 21, 2018

(3) Contact point for the notice: Driver's Licence Section, Traffic Department, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 1300 oaza Takadama Tendo-shi, Yamagata-ken 994-0068 Japan TEL023 (655) 2150

平成30年6月29日印刷 発行所 山形県庁
平成30年6月29日発行 発行人 山形県